

部内資料

8-5 婦人関係資料シリーズ
参考資料第53号

協同活動についての研究会議記録
(二)

労働省婦人少年局

まえがき

婦人少年局では 五月七日及び六月十日の婦人向題研究会議に続き、十一月二十五日に前
回と同様、「婦人の協同活動」を議題として別記諸先生方による研究会を明催いたしました。
た。ここにその要録をまとめて御参考に供します。

昭和三十三年十二月

労働省 婦人少年局

出席者

(順序不同)

朝日新聞社論說委員

読売新聞社出版委員會幹事

評論家

東京農工大学教授

評論家

東京都立大学助教授

日本放送協会婦人課長

主催者側

労働省婦人少年局長

労働省婦人少年局婦人課長

(司会)

高谷

野橋

辻展

つ子

伊藤渡坂大西三井江

藤辺西谷井上

智多志省清爲フ

昇雄保三子友ジ

討 議 内 容

社会教育法改正案をめぐる団体の動き

補助金について

社会教育法改正案のねらい

教育関係団体について

施設に対する補助について

政治活動について

団体の自主性を育てるために

谷野 今日はお忙しいところありがとうございます。この度の社会教育法の改正案につきまして、私も婦人少年局としては今まで婦人団体の自主性の育成ということに心掛けておりましたので、いろいろ私どもの考え方や判断にも余るような点もございますので、先生方に教えていただきまして、婦人少年局の将来の仕組の方向づけにも間違ひのないようにしたいと思ひます。

司会 前の研究会議に続いてという意味で、司会の役をさせていただきます。

婦人少年局では今年の婦人週向にあたりまして、「協同活動」というテーマを取上げ、先生方にいろいろお助けいただき、全国婦人会議、あるいは地方婦人会議を開いたわけでございますが、その会議の中で、団体の自主性という問題は全議員の方々から、そうとう出た問題でございますし、先生方からも、いろいろの御関心をお寄せいただいた問題だと思ひます。婦人週向後、研究会議を二度開いていただきました。その際にも大きな問題点として団体の自主性、あるいは補助金の問題等々が議題とされたことは、私どもの記憶に新しいわけでございます。その研究会議、とくに二度目の研究会議に法律の改正案も出さうだというようなお話が、三井先生からもあったのでございますが、その後いくばくも経みません。この改正案が出て、私達が非常に関心をもっていた団体への補助その他の問題がクローズ・アップされてまいったわけでございます。そこでいま局長から申上げましたように私どもとしてこの改正案というものをどう考えていったらいいかということについて、先生方の忌憚のない御意見を伺わせていただきましたというのが今日の会の主旨でございます。

でございますので、どうぞ前と同じように御自由なお立場で、お話をしていただきたくと思
います。

今日はこの中で特にこの改正案がもたらすと考えられるところのいろいろの問題のうち、
婦人団体の自主性ということの関連において、改正によってどういうことが起きうるかと
いうことを、法律の技術的効果ということだけと捕えるでなく、やはり社会の大きな流れ
の一つとしてお考え願ったらと思うわけでございます。

坂西 問題はオ十三条だけということですね。

改正法案をめぐる団体の動き

渡辺 どうですか、改正法案が出されて以来のいろいろな団体の動きは……。

西 いろいろな団体といたしても、元から、いわゆる補助金などを当てにしないでやつ
ていうつしゃる多くの婦人団体ではなくて、地域の婦人団体というのが非常に大きな対象
として取上げられるわけです。有権者同盟とか婦人人权擁護同盟、主婦連とか……、ほと
うに自分達の目的をもって集まっておられるところは、はじめからもちろん反対だとは
つきりした意思表示をしています。

参議院の市川さんが発起人で「社会教育に関する婦人研究懇談会」の御案内を各婦人団
体に全部出しましたが、最初の会議にも非常のたくさんの方が集っていらつしゃつて、宮
原誠一さんから改正点の説明をきき、どういふものであるかという認識をもったわけです。

しかしよくよく考えてみると、法案は参議院まで回っているし、中には意見表明をしないでみんなでしたらどうかということになりまして、とにかく反対ということは一々もつてを聞いて即座に意思表示ができることだからということと、とりあえず一応法律改正案について反対であるということ、婦人団体の名前ではなくて、出席者一同の名前をよくに世話人連名で、文部省などにもって行って、反対の意思表示をしたわけです。それから二回目にもう一度集まりまして、その後の情勢を聞いたら、みんな各婦人会に荷帰った、とにかく困るということで、婦人団体としては反対だということが非常にたくさん出てきました。地婦連の山高さんは個人としては反対だということ、名を連ねた。全地婦連としては反対、賛成というところまでいっていません。情勢分析すると半分は賛成で、半分はこれは困るから反対ということ、半々でしょう。じつは打割った話をすれば、補助金が欲しいといつて運動したところが、そうとう地婦連の中にあるのでそういうところが、こういうことになるとは思つてはいけなかったし、ということ、慌わてているのです。積極的に全部はねのけてしまつて、自分達の力だけでやりましょうということ、どこではいつてはい。勢力は半分半分とみていいでしょうということ、でした。

それから日青協が、副会長さんの名前で諮問を受けたときに、日青協としてはもらおうではないか。けれどもただ無条件でもらうということとは非常に危険だからもらうについては、そこにまた審議会のようなものを設けて、基準を作つて、それに基いて出すけれども、なには出してはいけないうことを、ちゃんと決めてもらう。たうはいではないかという

ことを副会長がおっしゃって、だいたひ日青協の意見として出そうということになつた。さうですけれども、最近の情報を聞きますと、日青協でも困るということ、一応反対の方向に向つてゐるということですが、どの程度か知りません。そんなことで婦人団体としては、末端にいはばいくほど激怒しませんし、社会教育というものが、一体だにかということすらもがわからなひのですから、私達の研究会では、社会教育法はどういうものであるか、どういふところが改正されそうになつてゐるのか、されたらどうなるかという点をビラに刷りまして、配布してゐる最中なのです。もう少しすれば反響が上つてくるのではないかと思ふのですけれども、とにかく今はさういふ段階にあるのです。

江上 NHKでは婦人の時間に放送しました。最初かう賛成反対といふので出してゐる中味が、大衆にわかつてゐないといふので今から三週間前に福田社会教育局長に話してゐらう。改正の四つのポイントを上げてもらつた。次にNHKの解説者にかなり突込んで聞いてもらつて、それに依つて聴取者から投書な求めたわけです。

福田社会教育局長は、結局、婦人団体には手をつけない。青年団に手をつけるといふことをはつきりおっしゃつてゐて、婦人団体が今すぐ補助金をもらえるのだといふことは違ふといふのです。問題のすすめ方として、婦人団体が対象ということだけで喚びたいのは、ちよつとばかり弱いのではないかといふ気がしてゐるのです。

西 私日文部省に陳情にいったときに課長と課長補佐ぐらゐの人達の話を聞いたのですが、そのときは青年団だけではなくて、婦人団体全部が対象だ。税金を返して貰うえるのに、どうして反対するのと言うのです。

補助金について

江上 文部省の社会教育審議会での話ですが、労働青年あるいは労働成人の社会教育のことで、予算を叩いてやるうと思つたところが、労働省のほうで一足先きに、十五億のお金をとつてしまつた。いま大カ打ちできないからということ、急にこれに力を入れ出した。社会教育課あたりの気構えには、そういうのが大分強いのではないか。

坂西 直接聞いたのではないのですが、ユネスコル社会教育団体の一つに入っているのだそうですね。この問題について内藤蒼三郎さん（初等中学教育局長）に聞いたう、ユネスコには国家としてすでに十分金を出しているから、これ以上この法律がどうこうということ、は、ぜんぜん関係がない。それから青年団のほうに力を入れるということの体制を作るけれども、婦人会についてはもうすでに都道府県の社会教育課が十分の援助を与えているということ、です。

婦人団体ではなんでも金がかかることと言えば社会教育課に叩いてきてゐる。だいたいは、たっぷりした数字は言えないけれども、大きな事業には社会教育課で三分の二の経費を

っているのだそうで、そういう統計がちゃんとしてきてゐるらしいのです。これは伏せておいて、今後金をもういにくるから大丈夫だといっている。

江上 それは私も聞きました。つまり今の法律を変えなくて、すでに補助金とか助成金とかいうのがある。例えば大きな共済的な確しものには、社会教育課から、ほとんど金が出てゐるわけですから。

坂西 私は最近、静岡県、藤枝市、新潟県の新潟市と糸魚川と柏崎、福島県の会津若松市と福島市をまわつてきました。が、そのとき婦人会の主だった人に後で集まつてもらうと、この問題について聞いてみました。新潟市は一〇〇%、援助を受けるのがどうして悪いかと補助金賛成なのです。

糸魚川の婦人会長というのは、わがりのいい人として、わたしは終始一貫して「婦人団体は補助金をもらつていかん」という立場をとつてゐるが、しかしひどく非難されてゐる。自分は二期つとめて今度やめるつもりだけれども、この後出る人は自分とまったく反対の人かもう育てられていきますから、とはっきりいつてゐる。柏崎はだいたいのほうですけれども、はっきり言わなひのです。ただ、どういふことが恐いのでございましょうかと反対してくるのです。それから静岡県は団体も。若松もそうです。ですから地方へいきますと、もう一つのこと、これで仕事をするのがなにか悪いかという意識なのです。これで私が、あなた方が一歩の権利を持てなくなつてゐないのか、あなた方の自由なんが団体なくなりますよ。と云つたのですが、いや私達は育ててやりますから」と云うのです。

考えるとこの騒ぎではないですよ……（笑声）

西 三井先生はこの前の会合で、補助金は絶体反対ではないということな、ちよつとおっしゃったし、地方でもそういうアドバイスを取られているということですが、……。

三井 私の考えとしては、補助金というものを全部いけなという考え方はよくない。ヨーロッパで出している国は多いのです。問題は公平に出されるかどうかで、スクリーニング・コミッティみたいなものを置いて、役所から金をもらつて配分のことば民間人がやるという立場でなければいけない。そういう機関を作ろうとせずにこの法案が出ているから重大なところが可けている。しかし、そのようものを作るといつても、昔の教化団体連合会みたいなものになる可能性が非常にあつて危険なのです。国の監視の目が光りうる町村の末端の団体に、立立性を失つた委員会というものはできつこいと思うのです。

司会 改正案のいちばんの問題点は、補助金について規定してある十三条の削除ということ。話を進めていただいているわけですから、いったい公金を民間団体、社会教育事業関係の団体に与ふことが、法的に正しいのか正しくないのかという問題と、かりに法律的に正しいとしても、日本の実情ということを考えたときに、いいか悪いかというこの二つになるのではないかと思ひます。けれども……。

坂西 私はやつぱり憲法第八十九条にあるように、公の団体でないものにはどんなことがあつても、どんな立場にあつても公金を与えてはいけなという考えです。

西 アメリカは絶体補助金は出さないたてまねだけれども、ところによつては出しているとも聞いています。が、美情はどういう形なのでしよう。

司会 アメリカ連邦政府の憲法にはこの点は触れていないのですが、いくつかの州では規定しています。例えばモンタナ州の憲法七十五条には「研究、慈善、博愛のみならず、産業上の目的のためにも州の絶対的支配によらない個人や団体に對して、公金を支出することを禁止する。」これは非常にきびしいもので要するに法律にもとづかないで、個人でも団体でも政府の金はいれないということです。イギリスの場合は実例になりますけれども、イギリスの文部省の報告書によると、アダルト・エデュケーションというものを行なうリスポンシブルボデイスという表現を用いています。つまり責任をとる機関というものがいくつかあつて、年間三億かなんかの補助金が出ているのです。そのリスポンシブルボデイスがどういうものかといいますと、だいたい大学ですね。その他にはアダルト・エデュケーション、ジョイント・コミッテイ、エデュケーション、セクター・アンシエーション、そういうものがそこに上っております。そういう金額の補助金ですがこうした機関は政府に年間事業のリポートをするわけです。そしてクラスを編成してやっているというような形ของうですね。その他イギリスにはロイアル・フアマリイ・グラントへ皇室の援助金」というのがありますね。

坂西 厳格な意味でいったら今度の日本労働協会も問題ですね。今後なにかの問題が起きたときに、私なら私が、あれは憲法違反の疑があるからと、最高裁に訴え出ることができるのです。そうしたら最高裁は裁かなければならないでしょうね。今は法律としてちゃんと認められていても、なにかの事件が起つたときに、そういう可能性は十分ある。

渡辺 同じことは新生活運動協会にも言えます。

江上 非常に困ることは、補助金というものがこういう法律にならない以前から既成事実としてあることなのです。これを機会にひとつ大いに啓蒙する時間でもあればよかったのですが、それすらもなかったのです。それで今みたいに社会的に湧上がないのですよ。

渡辺 それはやっぱりお金が欲しいからですよ。西さんは、曰青協にもいくらか反対の気運ができたといわれたけれども、昨日僕が聞いた話では、文部省や自民党では、とにかく曰青協はいらないといったではないか」とすでにあて馬の別の青年団体を育成しつつあるのです。どうだここにやるぞと言わんばかりの形にして、曰青協がいらないやいらないでいいという態度をとられているのです。

大谷 お金をもらうことがみな好きなのです。もらいたくつてももらいたくつてしようがない。末端の組織ほど、もらうという傾向が強いのです。だからおそらく文部省としては、こういう抵抗があるなどいうことは、考えなかったに違いない。東京のインテリや青年団や婦人団体の幹部の連中は騒いでいるけれども、いざとなれば下のほうは自分達の方を支持するといった見方をしているのではないでしょうが。

坂西 インテリ女性に対する言説として、内藤さんが言ったのですけれども、憲法第八十九条これで抑えられているから、差支えないではないか。それではどうして削除が必要かということは説明しない。

司会 理由としましては、社会教育法十三条では社会教育関係団体へ補助してはいけな

いつているが、憲法でいうのは「団体」ではなくて「事業」だ。事業、たとえば教育事業、博愛事業に対する補助を禁止するもので「団体」は削除しても「事業」に対する規定は生きている。こんなことがいわれています。

伊藤 憲法の八十九条は、社会教育団体にも当てはまるということで作つてあるので、今十三条を外すということは、その精神を別のものにしてしまうことになる。

大谷 換骨奪胎だね。

司会 さつきの日本学術協会の場合は、これは法律によつてできていて、いわば憲法の「公の支配」に属する団体なのです。憲法八十九条は、公の支配に属さない「教育、慈善、博愛事業にはいけない」というのですからその点ばかりと違ふのではないか。「公の支配」ということの解釈はなか／＼難しいようですけれども、一応、法人格をもつものであれば、監督官庁があり、そういったものは公の支配に属する。しがし法人でもなくて、野放しの団体、それが教育的な事業をするのに補助をしてはいけないというのが八十九条の意味であるという解釈がこれているようです。

改正法案のねらい

伊藤 いままで補助金というか政府から流されるもので生きていくという乞食根性みたいなものが培われてきたわけです。政治全体がそれで統一されている。地方自治などといって

も、ほんとうにデモクラチックになつていない。中央官庁からの援助をもらわないでは、地方自治そのものは動かない。実績は中央集権のままなのです。その考え方で、文部省のお役人が、教育委員会を掴んでいるように社会教育全体を文部省が掴みうるという形になる。補助金の向題というのは、さつきから話が出ていたが、現実向題としては、もらうべきものはもらっているわけです。十三条がなくなつたからといって、これ以上もらえないということは大間違いで、けつしてふえるものではないと思うのです。公民館などは、むしろこの法律からいったら、少くなるでしょう。今度の改正のほんとうのねらいというのは、市町村に主事をおいて、その講習、研究を文部省が掴むということだと思ふのです。これがいちばん恐しいことです。また社会教育委員を置して、直接青少年指導ができるという道を崩した。とくに青少年に關しては指導できると「青少年」をうたつてゐるのです。社会教育委員の実態というのは様々でしょうけれども、主事の頭を入替えてやつていくということは、非常に大きなねらいなのです。法律改正のやり方としては、じつに陰險で警駭法にじつによく似てゐる。一般には補助金を出せばいいと思わせるし、警駭法では青少年の不良化を防止するということで大衆を掴んでしまつて、ねらいは別のところにあつたのです。今度の主事の強制設置とそれの教育と、社会教育委員の青少年に対する直接指導、ここに大きなねらいがあるのです。それを補助金でかくしてゐる。

渡辺 主事の設置はむしろ結構だと思ふ。ただ設置することなら施設を充実させることばのだから、条件整備の大きな一条件ですよ。ところが今度の主事は人間を支配してくるでし

よう。これが僕には、なんとしても不愉快です。

江上 私もそれが非常に問題だと思います。

伊藤 今これではいばん喜んでゐるのは、地方の社会教育主事です。自分の权限がふえる。自分が直接なんでもできるといふことで、教育統制という意味からいって、いちはん心配になる点です。

江上 ですから婦人団体の人が補助金をもらうと自主性がなくなるというところだけを問題にしていると損だということと言いたいのには、じつはその点なのです。一般のインテリの女の人が婦人団体の自主性が失われるという点で非常に抵抗を感じていても、その婦人団体の末端ではもらええると思つて積極的に対処しないわけです。しかし結局補助金がどこへいくかと言えば、今言つた青少年の問題を以てにされていると思うのです。もらええるかもらえないかという点ですと、大谷先生の言われたように、もらい癖がついていゝるので、それから積極的な運動にならない。

伊藤 さきほど、イギリスでは責任ある団体にやる。その責任ある団体の大部分は大学だといふことでしたが、それがほんとうなのです。日本の社会教育の養成も、大学が責任をもつべきですね。

西 補助金にしろ、社会教育費にしろ、市町村の末端までバラまかれるといふことは、自主性を犯されるだけで、補助金はこれ以上ふえないかもしれません。そのうえ指導するといふ人が文部省直接指導などうかけては輪をかけて自主性は育たないといふことになるので、

いちばん恐い問題だと思ひます。

伊藤 もうすでに多少、具体的に問題が起つてゐる。今度の警収法が出たときに東北のある県の婦人会ですが、反対しようとしたところが婦人団体として反対するというと、すぐ教育委員会から「政治のことを話すのは……」と完全におさえられている。警収法に反対のできないような婦人団体なら、私達脱会しますといつて、小さなグループにどんどん分れてきています。かつて原水爆禁止をスローガンに掲げたならば補助金は出せない。会場も貸せません。ということとで群馬、栃木あたりでも分裂したことがあつた。婦人、主婦、母親が、原水爆反対という声を上げられないという社会教育団体というのはおかしいことだが、こういう形になつてくるのです。PTAも社会教育団体として認めてゐるが、動評問題をやろうとすると、政府がやると決めたものだから、いまさら問題にする必要はない。やるなら会場は貸さないなどと東京都の場合でも、だいぶ指令がきてゐるわけですね。

法務としては、補助金を手へてはならないという十三条は残して置くべきであり、現実の問題としては長年飼ひ慣された乞食根性は、これを機会にはつきり無くなさなはいといへない。

大谷 十三条を無くすることに反対することが、注意を喚起することにもなる。今まではでたらめになつておるが、本来はそうあるべきじゃないんだという意味を、はつきりさせる効果もある。

渡辺 労働省でも農林省でも、金を出しすぎる。文部省もやつぱり役人根性で、地盤を肥し

たくむる。それには予算が欲しいということになる。

大谷 流れとしてはこうみている。例の新しい村作りのときに、河野農林大臣がいちばん力を入れた点は、青年を参加させるということだったのです。「新しい村作り」という言葉のもとに、これに青年を加えるという一項を、とにかく強調したわけです。村の建設協議会へは必ず青年を入れた。県の段階へも入れた。これには青年達が有頂天になつてしまつた。曰青協が産業というか、村作り問題などを取上げるようになったのは私どものアドバイスを聞いたのではなくて、じつは曰青協の幹部がそういうところへ入り出したというところが大きな原因ではないかと思う。それが曰青協の最近の性格をぐつと変えてきているように思う。それに対応するものとして、今度の法案が出てきた。最終的な仕上げをしようというわけで、まさしくねらいはつきりしていると思うのです。

渡辺 あのととき曰青協が割込んだのです。いちばん末端であの講習を受けるのは農協の青年部とか農協の婦人部で、本来は農林省の系統団体かもしらんけれども、その地域の青年団員が、われわれ青年団を無視するということとはけしからん。そのお金の配分された教育計画は、青年団を無視してはいかん。自分らと相談しろというので、あの会を作ったのです。伊藤 社会教育局というのは、じつは三、四年前に、新生活運動を一生懸命婦人団体に呼びかけようとしていたところが内閣へ持つていかれてしまつたわけです。「成人教育」を一生懸命やつて「政治に目を向け」と公明選挙の方に手をつけたところが自若庁に持つていかれた。補助金を出そうにも、出すものがないのです。ところがこれなら公然と補助金を出

せる。今までは「ほんとうは、出してはいけなひのですけれども……」ということを出してたわけですよ。

それから最近、教育テレビというものが出てきていますが、文部省がそのゴールデンアワーを賣うのです。民間放送の自主性でやってもうえはいいものにお役所的なことを、押付けようとしている。あの局自体がもう少し実力を持ちたいというのが、法律改正のいちばん大きな役人的なねらいではないかと思う。

教育関係団体について

伊藤 社会教育法の条文にはPTAとか婦人団体とか青年団が社会教育団体であるということとを規定してはいないわけでしょう。だから自らが文部省のお世話になる社会教育団体ではないという宣言をすればなんでもないと思う。

司会 社会教育関係団体というのは、ちつとも明確な定義はないのですね。あるときは体育協会が入ったり、例えばPTAといつたようなことになつていて、法律的な規定はないわけですよ。私達は社会教育団体ですと言えば、そうなつてしまふし、上から、お前達は社会教育団体だ、と言えばそうなつてしまふというような状態なのです。それに対して援助するとか、補助するとか、あるいは制限するといつたような状態ではないのですか。

三井 社会教育を行うことを主たる事業とする団体を社会教育団体、と一方的に言っているわけですから、それに対してお役所としては、指導、助言ができるということになっている。司会 技術援助ができるのです。社会教育法十条によります。この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で、社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。』となっていますが、この他に通達を出しまして、PTA日本体育協会および東京都体育協会、日本体育協会加盟団体、東京都体育協会加盟団体などが社会教育団体に該当するとし、また別の通達ではたとえばPTA婦人会、青少年団体等となっています。ボーイスカウトなども入っています。

伊藤 ボーイスカウトは今度の法案に賛成の意見を出しています。

江上 体育協会は全国網の目のようにできているのですよ。

二〇

三井 東京都社会教育委員会の委員長の西崎憲さんが盛んに強く主張しているので教育父母会議というのができたのです。——PTAの対立組織——あれも社会教育団体として認めたいということ。そういう動きをしているというのはこの法を通すことを前提として、お金を出す受入れ体制を作っているということですね。

坂西 悪く言ってみれば自民党の主権するものです。ですからPTAと対抗しているところ。すでに動きがはつておりあらわれていますね。

司会 日本でやっている社会教育というのは、どうも外国にないように思うのですが——大谷 アタルト・エデュケーションでいくら出してもたいしたことではないが、主権を通して金を流す仕組みを作ろうということに問題があるのです。アメリカでも出していないのではない。イギリスの場合はケースが違う。道徳論は別としても、教育をさせるいくためには逆行なのだ。主な先進国でもやっていないのだ。ということは言えるでしょうね。

江上 補助金のほしいところは、もらえるところからこれには反対しない。ところが、フタを閉けてみればそうではない面が出て、びつくりするのではないかと思うのです。

伊藤 戦後文部省は非常に力を入れて社会教育団体、青年団、婦人会の自主性ということを取り戻して育成してきたのです。それが日本の独立以来かつくり返つて、それに努力した人達は全部外されてしまったでしょう。社会教育の主事など、いい人がずいぶんいたのに、かわつてしまつてゐる。今度、市町村に主事を置くことになつた。これは教育は文部省が

やるという形の一つのあらわれです。

司会 この間、婦人団体のことを扱つてはベテランの地方の教育主事の方が、ある団体の会合に行つて、団体の自主性、民主的な運営のためには、一人の会長が七耳も八耳も統けることはよくないという発言をされた。その場所にはそういう会長さんがおられたのだそうですが、早速、御注意におよんで、すぐ左遷されてしまつたということです。これは人からきいた話ですから、全部真実であるかどうかは知りませんが、そういうこともあるので、ともかくみんな、物言えは唇寒しの状態で、主事達だつて今の動きに対しては被害者的立場にあるのだということをおつしやる方がおられました。

坂面 新潟県の南頸城郡の婦人会の連合会長さんは、いろいろな地方公共団体の援助をみんな断つてしまふ。わずかな金をもらつて、その金で活動しなければならぬとなると、それが邪魔になつてくる。援助を受ければ自民党の支節長のような有力な人を配つてきて、——この人を立てれば、あなた達の団体は今までより積極的に仕事をして、強力になるのだから、元の人をやめさせて、これを立てろと言われて、換えてしまつたところがある。これは私の知つてゐる一つの例です。こういうことは今後ますます出ますよ。

施設に対する補助について

司会 さきほど三井先生が、補助金のすべてが兎いとは思われないと言われましたが、その点をちよつと伺わせていただけませんかでしょうか。

三井 建前として僕は、税金が非常に安くて、自由に会費を出し合つて自分達の会合を運営できるということが、いちばんいいと思つています。今は税金が高いといひ、私立学校が貧困であると同じように、個人が貧困なのです。そういう状態をどうしてやつていけるかということになると、税金をまけてやる前に、税金をもつと自分達の自主的ないい活動に活用するということを考えるべきではないかというのが、私の考え方だつたのです。

伊藤 そういう言い分はもちろん成立つと思つたのです。それを青耳田の人達は盾にして、もつと金を出せとくる。その限りではいいのですが、その時に、社会教育施設に対して公共の自主性に絶対まかせなければいけないわけです。公民館を建てるとか、博物館を建てるとか、図書館を建てるとかについては税金を出しているのだから、要求すべきです。そこで私達は自主的に教養を高める。それが社会教育に対する援助とか、補助金の性質だと思つたのです。ところが、金を出せば、言うことを聞け、とくるのです。

坂面 税金というものに対する考え方が違ふのです。

大谷 ざつくばらんな言い方をすると、三井さんの考え方は、たいへん危険だと思つたのです。とくに補助金の問題では、私も悩み抜いてゐるのです。これで日本のデモクラシーの発展というものは、エックされてゐる。今の政治勢力というものは、これで形成されてゐるといつてもよろしい。ところが不幸なことに自民党から共産党にいたるまで、補助金を出せ、ということをやつてゐる。言わなければ、農民に腹にいらぬといふので、まるで競つて

かの如くやつてゐるわけです。その結果自分運がやりいいように、出すのです。自分運の支配力を強めるように、大争なところへはやらないでクスリの利くところにだけ出すというところがじつに巧妙になつてきているわけです。それで眠らされるわけです。それよりも税金を安くすべきであるというふうにいふべきであつて、税金を還元しろということを言う前に、税金を安くしろという方向にいかないで、ここに出してやつたから、もつと税金を出せということになつてしまふ。だんだん傾向としては地方自治は貧困になつてまいります。貧困になると税金のほうにぎてしまふわけです。むしろ逆に地方自治団体を強化すべき方向にいふべきであつて、あまり税金を還元しろということをやうと、引つかかつてしまふと思ふのです。

江上 外国でも施設などには出しますけれども、運営費、経常費にはビター文も出さないと。いうのが、どこの国でものやり方なのです。施設などは、公共のものであつて、どうしようにも個人の力ではなかなかできないものを、補助してそれを休上げていくということも考えられると思ふのですけれども、それ以外のところには百害あつて益なしとみているのです。

伊藤 さきほどの改正の中に、公民館に対する設置及び運営の基準に文部大臣が干渉するところができるとなつてゐるのですが、

江上 公民館主事を入れるのに、疑に入らない人は入れないということ、戸を閉ざすこととなる。

この間、栄養会議の審査員になつたのですが、ちよつと忘れましたが、たしか三十一年度に、生活改善のモデル地区になつたところがあるのですが、次の年には、栄養改善の指定モデル地区になつてゐる。モデル地区になり方が、あんまり烈しいから、いろいろ聞いたところ、馬鹿みたいになんでも、させていたいただきます。でやつてしまつてゐるわけではなく、ひとつ自主的に自分の頭でしたことではないのです。ぜんぶ、していただいた。わけですから、あなた達の調査は立派だけれども、その調査方法を一ぺん言つてみてくださいますか。と言つたら底が割れた、といひますのは、調査の日だけは教へられた栄養配分の御馳走を食べたというわけです。馬鹿正直だから、食べもしないものは書きはしない。食べたことは食べたのですけれども、その三日間だけ栄養配分のおやんとはいつた御馳走を食べたわけですよ。

次に体位が何上したというのは、今まで豊耳煮きだから、とくに体位は指導しなくてもよくなつてゐるのです。自然の結果肥えたのに、栄養指導をしたので体位が何上したというわけです。

大谷 補助金が日本の農民をすつかりだめにしてゐる。私は補助金を減らして融資にしろといつたら、めずらしく農林省が僕の言うことを聞いたのですが、そうしたらゴウゴウたる批判なのです。なにごとだ、というわけだ。君があの時あんなことを言つたから、食農のところへ行かなくなつてしまつた、と言うわけです。しかしそれは形式の問題で実質は……

瘦辺 貧農へは絶対いかないです。

大谷 金融を受ける資格をもたないところへ補助金はいかないのだから、ただなんとか形を変えただけのものなのです。金融にすれば金を返さなければならぬということになるから自然に自主性も生れてくる。これは日本の農政上非常に大きな問題だ。金融とかなんとかという考え方の問題ではなしに、その考え方を貫くことが大事だと思うのです。

瘦辺 植敷の新利根開拓農協、あそここの親爺さんは、わたしのところでは絶対に補助はもらいません。全部融資をやつていゝ。こんなに立派にやつてゐるのなら、果の金を使えとか、農林省の金をもつてきてやろうと言われるが、みんな断つてゐる。といつてゐます。今度、学校を建てたでしょう。あれも融資ですよ。

三井 日本の行政に対する考え方、条件整備ということにいかずに、人間を直接支配することだと考えてゐることは事実なので、それに対して文部省がいちばん取残されてゐることも事実なのです。金をもつていないのだから。

司会 三井先生が社会教育関係の補助金は、あなたが否定はできないとおっしゃつたのは、条件整備のための補助金だけですか。それとも直接に特別の団体などにいくものを含めてですか。

三井 望ましいのは条件整備だけに使つていただきたい。ところが実績としては共同主催などの形で、運動会や、品評会をやる場合に、みんな出しているわけです。司会 団体に属さない人は思慮に裕けないことになりませんか。

三井 園林にやることは、つねにオープンなものです。青耳園がやるとしても市民が参加して
いいわけですから……。

伊藤 講演会みたいなものはオープンですね。

江上 うちだつて地方の婦人大会はそうよ。

司会 行事のときはオープンなのですね。

江上 そういう形で出してあるわけでしょう。

伊藤 指導者講習会みたいなことを、地域の婦人会がやるときには、共同主催で社会教育か
ら会場費とか講師の謝礼とかは出ていますね。婦人会は一銭ももたずに大きな額をして歩
いているのは変なことですぬ。(笑声)

局長 そういう時に国の補助金の部分が地方公共団体にいくという仕組みなのですが、それ
とも地方公共団体の自治として出ていくのですか。

伊藤 地方の金ですね。はつきり講師の謝礼の一部を負担してもらつているということにな
れば、講師に対する品定めが出てくるわけです。

人谷 そういう形のコントロールが出てくるわけですね。地方に行つてみますと歴然たるも
のですね。

坂面 ちやんとリストができていますよ。この人というのと、それをみて、それだつた
ら出せませんというのです。青耳園や婦人会のそんなことに干渉するなら補助もいりませ
んというところもあつて、多少考え直してきているところもあるのです。

三井 婦人会費月額五円なんというところがあるんですから、実質的に金を持つていないんですね。

伊藤 社会教育課長などが婦人会へ行くと神様みたいだ。

埴垣 逆に課長が婦人会の会長のペコペコしているところもあるのですよ。ボスの奥さんなんかの場合には。

政治活動について

坂面 もう一つ問題にしていたきたいのは、地方に行きますと婦人会は政治活動をしてはいかんということをよく言うのです。私は、政治活動をしなかつたら、婦人会というのは全く無意味なものだ、あなた方政党活動と混同しているのではないですかというのですが、それがわからないんですよ。

伊藤 政治教育をしなければならないと、ちやんと書いてある。

坂面 三井さんなんか、さかんに教育していらつしやるのでしょうか。

三井 やつています。

大谷 話せばわかるのですけれども、機構がああなつてゐるから、動き出すと政党活動になつてしまふのです。

江上 適切な例ではないかもしれませんが、このあいだ婦人議員の座談会でも、地方にいくと、婦人会が政治活動と政党活動をごつちやにしているということができました。

ところが触れないのではなくて、政党活動のほうが活発になつてゐるのです。

伊藤 社会教育の上で、そういう考え方の間違ったのは四年前の教育の政治的中立を守るという、あの二法律ができてからです。あの時、文部省から各教育委員会に、政治のことは社会教育団体で扱つてはならないという選があつた。その前までは主権者である国民は政治に対する勉強をしなければならないということを、ずっと指導してきたのです。それがその時から政治問題は恐いということに変つてきたわけで、警匪法——それは政治問題です、勤評、それは政治問題です。原水爆反対、それはもういけません。いつたいなにをやつていいのかわからない。

三井 来年は地方選挙がとうとうあるけれども、投票する場合は政党か人かという意見があるが、やはり地方選挙は人でいかなければいけないし、国の選挙は政党でいかなければいけない。だれもがそういつていますが、自分の頭は使っていないのです。私は、そう自分の頭を使わないのでは困る。地方選挙、結局は国のほうにイモズル式につながっているのですから、政党色のない人はないはずだから考えてくださいといふのですが、そういう金科玉条みたいなのが入っていて、自分では全然考えない。

大谷 結局、社会党も来年の総選挙を考えてるのです。下手にこの改正に反対すると、農村の票が取れなくなる。

三井 うらまれてしまうのですよ。

西 改正案について婦人たちがあつまつた時も、社会党の文教委員は出てこないのです。表向きの理由は、警職法で詰詰になつてゐるからということだったのです。これだけ婦人団体がワツとやつてゐるのだから、出てきて説明ぐらいしたつていいですよ。文教委員として、それで叩いたら、なにか修正案を出してゐるといふことで……。

渡辺 修正案は困る。さつきの日青協の線ですよ。審議会をおいて、なるべく補助金は認めようという。

三井 審議会が教化団体連合会になつては困る。

大谷 もつと陰にこもつた、悪質なやり方のものにするだけで……。

西 これだけ大きな問題に、社会党のほうも票に關係があるから、そつとして置くのだと

いうことで熱がないとしたら、たいへんなことだと思ふのです。

伊藤　しかし、社会党はそういうことは考えていないでしょう、もう少し知恵者がいたら

これは通しておけ、やがて俺の天下になつたら、ぜんぶこれでやれ……。

西　両方の政党がそれでは困ります、警職法に反対したのは、社会党に賛成したから反対したのではなくて、嚴肅な世論として反対したのです。政党からは中立な立場でやらなければならぬということ、みんなはつきりしているのです。

江上　どこかの政党が眞剣になつて取上げなければ、法律はそのまま通つてしまいますよ。右は自民党から左は共産党まで、補助金を出して好きなようにしたいという考案があるでしょう。

三井　それは政治家の常でしょう。

坂西　極力反対しなければならぬときに、アメリカの婦人団体はこういう戦術をとるので、見込のありそうな人を説得して体制をこしらえてしまう、そういうことは日本ではできないのですか。

江上　それはできるでしょう。

司会　外国では議員が政党の決定に従わないという特権がありますね。

江上　ところが州の議会についてはそうなるけれども、その他のものはそうはいかないという事です。

坂西　そういうことはないのです。例えば関税問題——共和党は関税を引上げ、民主党は引

下げるといふ政策をいつもとっているのですが、そういう大きな問題に関しては、なるたけ議員を説得して、一致した行動をとって欲しいということをし、強く要望するのです、しかしふつうの問題だったら、これは自由勝手です。

もう一つアメリカでは個人に關する法律がたくさん出ています。例えば私は日本人でありながら連邦政府の役人になるといふとひとつ法案を出す、これは完全にオープンなのです。そういう法案が何百というほど出るのですが、たくさん出る法案のうちで、一つ党として一致しなければならんというのは多くて六つか七つだと言っていました。

伊藤 今の協同活動の場合、非常に大事なことだと考えたのは、今度の警職法や勤評が出てきて、婦人会やPTAの中で自分というものの主張がどこまでできるのだということをお互に考え出してきたということ。自分をデモクラタイズするのに一つの段階がきたという感じがするのです。さっきからの話でも、政党の中自体に少しもデモクラシーができていないでしょう。党に入ったら発言できないのです。日教組といった組合をみても、そこに個人というものはないので、はじめから抹殺されている。今度のPTAの小さな集りでも、お母さん方は、主人はこう申しますが、ぜんぜんわからない。ここで決められたことを強制されるのだと、私はちよつとわからなくなってきました。そういう形でいろいろな意見が出てきています。青森県の話ですけれども、そこのお母さん達が、私は警職法は絶対反対しなくてはならないと思うのですけれども、婦人会はあんなふうな規定で、反対すべきものではないといっている。教育委員会のほうでも、これに反対するのは政治活動

だといっています。それでは私達のこの会議というものはしょうがないのではないかと
言っている。そういったことが自覚できてきたということは、幸にして教材をたくさん与えら
れたから、自主的にみんなが考え出したのです。

教師がそうですよ。オ一液、オ二液と指令一本で動かされて、とてもついていけない。
庵達の意見、組合員の意見はどういうふうに表示したらいんだ、職場の意見はどういう
ふうにまとめて、組合の中でどういう位置をとるんだ。——これがじつに
プリミティブな根本問題、非常に幼稚かもしれないけれども、日本
の社会教育団体のあり方、団体のあり方として、いちばん大きなものとして
でてきた。こういう網を被せるような補助金や、団体を一つにつかんで統制していくとい
うようなやり方は、まったく逆で、今までは自主性をもちました。——といつても抽象論だ
ったのですが今はいろいろな身の回りに問題が出てきたので、非常に大切な時期にぶつか
ってきたわけです。

大谷　そういうものが出てくると困るから、それだけに通したいわけでしょう。
江上　福島の夏季大学に行ったのですけれども、結局いま伊藤先生のおっしゃったことがで
ていました。団体に属した場合、任意団体であればなにが出てくるかわからない。目的も
はつきりしていないのに、団体に入っているということだけで、団体を決められたことに
従わなければならないということになると、私は困る。またある人は、総会みたいなのが
あったときに、そこであらかじめ、こういう事と、こういう事を研究しようというな

ら、大手を振っていけるが、予期はしていても、突然出されたものを、そこで決議して持つて帰える場合、しかも個人としてはそれに反対な場合には、どういう態度をとったらいいかということ、どこへ行っても聞かれたのです、こうなると団体に入るのも嫌になつてしまつた、というのです、それはいけなないと、よく言いましたけれども、それですら会場では言えないのです、

伊藤 P T A の総会でも多勢のときは言えないのです、こういうふうには、ほんとうに日本を民主化するには、小さな話合活動から始めたらと、しみじみ思うのですよ、

渡辺 団体の決議と組織が非民主的だという例は學者の集りにもありますから、地方の婦人団体ぐらい笑えないですよ、

団体の自主性を育てるために

西 どういうふうに阻止するか、なにかできることでよい方法はないでしょうか、

坂西 自民党の中の有力な議員の中で見込みのありそうな人をつかまえてなんとかして説得するということは、できないですか、

司会 曰本の場合には党の決議でございませうということであつたかしらうでしよう、

提案者はもちろんはつきりした意図は持つておられると思いますが、一般的には問題意識がないのではないかと思うのです。

三井 それはもつと大きい問題が出過ぎたからでしょうね。

江上 警職法改正にすつかりもつていかれてしまったわけですよ。

坂面 議員さんは、青少年団体のPTAは貪乏だろう。これが通れば金がもらえて結構ではないかと善意に思っている人もいると思います。

大谷 やつぱりプレスキャンペインというのがいちばん大きいと思う。通常国会に出る前にプレスキャンペインをやる必要があるがこれがいちばん基礎になると思うのです。

渡辺 通常国会までの期間、有効に盛上げなければだめですよ。

伊藤 反対か賛成かということだけ出すのでなしに、内容を克明に国民に説明しなければだめだということ。今度は私達の社としては、めずらしく解説みたいなことを書いたのですよ。

大谷 あれ非常に良かった。

伊藤 婦人棟のほうでも一生懸命やってくれて、地方へ行くとあれでわかりましたということです。かつての例のように賛成とか反対とかいっていきりたつよりも、あれのほうが効果があるように思うのです。ここしばらくの間に力を入れることも考えるべきでしょうね。

例えは主事講習、主事研修は大学のイニシヤチづでやっていたでしょう。これを文部省でやろうということなのでしょうが、主事を市町村の末端に置くということは反対してい

ないのです。これを認めることはもちろんいいことだ。しかし文部省メーダの主筆を配置されることに反対しているのです。

渡辺 僕は主筆を置けということを。今までもずいぶんいつてきています。

三井 渡辺さんの主張をとって、逃ネジをくらわしたような形……。

渡辺 おけといたところ、に置かずに……。

坂西 勝手に製造して……。

西 外国の例と日本の例を詳しく比較して皆に配っていただけ……。

局長 教育団体が、アダルト・エデュケーションと違うということは、はっきり言えると思いますね。

江上 資料を出すということはいけないの？

司会 できます。

大谷 プレス・キヤンペインをする場合には非常に野りどころになりますよ。

三井 昨日、鹿児島県の公民館の主筆さんから、社会教育法に対する参考資料を送ってきてくれたといっている。地方ではまだ徹底していないのですね。

渡辺 全公連なんて賛成でしょう。

伊藤 あれは文部省が作っている全公連だからね。

司会 いろいろ法律の解釈の点とか、多少通常国会やなんかの状況も、いま用意した程度にはございますし、ほんとうに客観的なデータですけれども。

江上 その資料 立派でなくても、ザラ紙でもなんでもいいから、出してくださるといい。
司会 今年成人になる人、つまり有権者になる年令というのは、終戦の年に小学校の一年なの
です。つまり新教育の制度の中に育つた一号が、今有権者になろうとしつつあるのです。
それで考えちやうのでしょう。

伊藤 敗戦とか終戦の記憶のほとんどない子ども達なのです。きたるべき問題として安眠薬
約の改訂をするということ。それには社会教育団体などに、あまり勝手な自主的な方面へ、
勤かれては困るという。ねらいは決っているわけなのだから。

司会 さつきからお話が出たように、一般に庶民が貧乏だということ、経済面の運営に困っ
ている。その一つの方策として補助金があるわけですが、その補助金がよくないという場
合、積極的に婦人団体の経済的な運営に当って、どうすればいいのでしょうか。

三井 私は、お金が必要な大げさな行事は全部やめなさい、小さなグループで、お茶菓子代
十円なり二十円なりの集りをもつということだけ、一生懸命やりなさい、といたい。
坂西 なにかというと中々から人を呼ぶということを考えるが、それよりどんなに他調たっ
ていいから、自分達で考えなさいということ。

司会 会費を上げろ、もつと集めろということはどうでしょう。

江上 私は、会費はもつと出せると思うのです。あるところでは頭割にして、偉い人が他所
に行く旅費なども調達しているわけですが婦人団体が集めると、すごい金になるのです。
あの馬力をかけたら集まると思いますね。

それから地方の婦人団体がグズグズ言うのは、農協あたりでは物を売ったりベートが来て、会費なしということになつてしまつてゐる。それで婦人会は例え年五円でも取るが、農協は逆にくれるではないか。それだから県なり郡なりからお金をくれるなら、けつこうだという方向へ行つてしまつてゐる。これは今一方に農協という対抗的なものがあるからだとみている。こういうのが一切なくなつたら、おそらく自分の金を出すと思ひます。その証拠は、テレビや映画を観てごらん下さい。どんな田舎へいつても、パーマメントをかけていないおばあさんはいないですよ。だから私は会費を出せないとは思へない。(笑声)

伊藤 名前自体が補助金なんだから、補助金をもらう元はもつてゐる。それだけでやりなさい。

西 会費を納めない人は脱会しなさいぐらい言つたらどうでしょう。

伊藤 それから婦人団体のあいだで、婦人団体は貪食だから、私が口をきいてもらつてきてあげるからね、といつて回つてゐるのがあるわけですよ。今度の改正は主事がとつても喜んでゐるところが多いです。この間、島根県へ行つたが、さうとう良心的に反対するだらうと思つていたら、主事はほとんど賛成なのです。

江上 あの記事を見ると、みんな喜んでいますよ。権限の拡張で、自分から使えますからね。渡辺 配つてあるけますからね。

伊藤 全国婦人会議の出席者に地方にいくと会いますがやつぱりさうとうな連中だね。新しい指導者というか、さういつたものが芽生えてゐる感じですね。

西

この間、伊藤さんが司会して多元放送してましたね。あれ、わたしとても感心しちゃったのです。坂西先生の言われることが会議のときはわからなかったが、現場に帰ってやってみたらしみじみ先生のおっしゃったことがほんとうだということになりましたと言っていましたよ。

江上 今年の出席者の富山の篠崎さんにグループ活動していますか。聞いていたら、食わなきゃいけないからグループ活動する暇がないが内職に励んでいると、近所の人や、坂西先生がお話しているから早くスイツキを入れなさい、それでみんなが寄ってきて、先生のお話を聞く、伊藤先生のお話を聞く、渡辺先生のお話を聞くというふうになっているといつていた。

坂西 中央から大物を引張っていくより素朴な人を指導者に育てればよい。

伊藤 地方からそういう意味の指導者が育ってきているような感じがするのです。

司会 また資料をお出しして、お集り願うことがあるかもしれませんが……。

ありがとうございました。

協同活動についての研究会議記録(二)

昭和三十三年十二月十日 印刷

昭和三十三年十二月十日 発行

発行者 労働省 婦人少年局

印刷者 有限会社 三響社

TEL 四九七四一五番

